



【第13回全国大会のご案内 (最新)】

大会テーマ:

地域を支える観光ホスピタリティ人材育成とは
—九州の事例に学ぶ—

1. 主催: 日本観光ホスピタリティ教育学会
協力: 観光九州アカデミア
2. 開催日: 2014年2月28日(金)、3月1日(土)、
3月2日(日)

3. 会場:

<メイン会場>

中村学園大学

〒814-0198 福岡市城南区別府5丁目7番1号

交通アクセスマップ...

<http://www.nakamura-u.ac.jp/koutu.html>

キャンパスマップ...

<http://www.nakamura-u.ac.jp/accessmap.html>

<プレカンファレンス>

集合場所 福岡市役所 (福岡市中央区天神 1-8-1)

研究会 BIZCOLI (福岡市中央区渡辺通 2-1-82

電気ビル共創館 3F)

4. 日程

<2月28日(金)プレカンファレンス>

13:30 集合 (福岡市役所)

14:00~15:00 福岡オーブントップバスにて

車窓観光 (雨天時変更の場合あり)

16:00~18:00 研究会 (Bizcoli)

「九州・福岡観光 今年のねらい」

話題提供: 九州経済調査協会 研究主査 島田龍氏

コメンテーター: 清水誠 (中村学園大学短期大学部)
18:00~ 懇親会

<3月1日(土)>

11:00~12:30 理事会 (西4号館会議室)

12:30 受付開始 (西4号館2階ロビー)

13:00~13:30 開会式 (4201教室)

開会あいさつ

「研究活動行動規範」策定について

13:30~14:50 研究発表・教育実践報告

第一会場 (4201教室)

<研究・教育実践論文>

「観光教育におけるインターンシップの役割—韓国の観光系大学生の調査を通して—」 李 良姫 (東亜大学)

「老人福祉施設との連携による学生のバリアフリー観光実験」 捧 富雄・鈴木富之 (鈴鹿国際大学)

「地域における教育旅行および学習型観光の取り組み」 穴戸 学 (横浜商科大学)

「短期海外研修の効果的運営方法の考察—桜美林大学ビジネスマネジメント学群「海外航空実務概論」を例に—」 日坂幸司 (桜美林大学)

第二会場 (4404教室)

『観光甲子園』事業と観光教育に関する考察 福本賢太 (神戸夙川学院大学)

<教育実践報告>

「ホスピタリティを効果的に考えさせる共同学習—課題解決型学習法と自己効力感の視点から」 浮田英彦 (福岡女学院大学)

「ニセコ・プロジェクト—社会人基礎力向上を目的としたPBLの観光教育への導入実践」 高井典子 (文教大学)・関口幸代 (明治学院大学)・村井 睦 (文教大学)

「平安女学院大学が目指す「ホスピタリティ教育」の取り組み」 永田美江子 (平安女学院大学)

15:10~16:10 基調講演

「インバウンドを中心とした

九州観光の現状とこれから」

国土交通省九州運輸局 企画観光部長 橋本昌典氏

16:20~18:20 シンポジウム

「地域を支える観光ホスピタリティ人材育成とは—九州の事例に学ぶ—」

コーディネーター: 古本泰之氏 (杏林大学)

パネリスト: 橋本昌典氏 (国土交通省九州運輸局)

鶴田浩一郎氏 (鶴田ホテル・観光カリスマ)

福島規子氏 (九州国際大学)

18:30~ 懇親会 (食育館)

<3月2日(日)>

9:00~ 受付開始 (西4号館2階ロビー)

9:15~12:20 ワークショップ (4201教室)

「観光ホスピタリティ教育における学生活動」

9:15～ワークショップ趣旨説明

9:20～10:35 学生セッション

日本学生観光連盟、九州国際大学、
長崎国際大学、中村学園大学

10:35～10:50 休憩 (Tea time)

10:50～11:35 教員セッション

野口洋平氏 (杏林大学)、安江枝里子氏 (長崎外国語
大学)、吉田常行氏 (大阪市立住吉商業高等学校)

11:35～12:20 意見交換

12:20～12:30 閉会式

※プログラム内容・時間・教室等は変更する場合がありますので、ご了承下さい。

5. 大会参加費等

<大会参加費>

正会員、一般 2,000 円

準会員、学生 1,000 円

(学会員以外のご参加については、「8. その他」もご参照ください)

<プレカンファレンス参加費>

オープントップバス 1,500 円

懇親会 4,000 円程度 (現地精算)

<3月1日懇親会費>

正会員・一般：3,000 円

準会員・学生：2,500 円

<研究発表・教育実践報告費>

一件あたり 5,000 円

いずれも事前申し込みの上、当日、受付にてお支払い下さい。なお、2月21日(金)以降のキャンセルについては、キャンセル料を後日請求させていただきます。(荒天により、オープントップバスのプログラムをまち歩き等に変更する場合があります。その際は交通費等の実費のみ個人負担とし、バスのキャンセル料は発生しません)

6. 参加申込手続き

各プログラムへの参加の有無については、1月末に送付いたしました参加申込はがきに必要な事項をご記入の上、大会実行委員会事務局(中村学園大学 浅岡柚美)まで郵送して下さい。

なお、オープントップバスについては先着順に受付をいたします。お申し込み多数の場合、ご乗車いただけないことがありますのでご了承下さい。

◆参加申込締切◆ 2014年2月17日(月)

7. 大会実行委員会

委員長 清水 誠 (中村学園大学短期大学部)

委員 浅岡柚美 (中村学園大学)、海老澤昭郎 (長崎国際大学)、福島規子 (九州国際大学)、丹治朋子 (川村学園女子大学)、野口洋平 (杏林大学)、藤島淑恵 (中村学園大学)、安江枝里子 (長崎外国語大学)

<全国大会実行委員会事務局>

中村学園大学流通科学部 日本観光ホスピタリティ教育
学会全国大会事務局 浅岡柚美

〒814-0198 福岡市城南区別府5丁目7番1号

電話: 092-851-2531 (内線 540)

FAX: 092-851-5101 (共用)

e-mail: taikai@jsthe.org

※電子メールが確実です。

8. その他

本大会は、観光九州アカデミアのご協力のもと実施いたします。つきましては、学会員以外の皆様に、研究会、基調講演、シンポジウム、研究発表を無料公開いたしません(大会論文集を希望される場合は、受付にて1,000円を徴収いたします)。お誘い合わせの上、ご参加いただけますようお願い申し上げます。

会員以外のご参加にあたっては、①ご所属、②氏名、③メールアドレス、④電話番号、⑤参加を希望されるプログラム、⑥大会論文集希望の有無を明記の上、全国大会事務局宛にメールまたはFAXにて送信してください。折り返し確認のご連絡をさせていただきます。

【理事会報告】

<2013年度 第5回定例理事会>

(1) 日時: 2014年1月25日(土) 13:00~15:30

(2) 立教大学池袋キャンパス 13号館 1階会議室

(3) 出席者: 村上会長、益山副会長、浅岡理事、海老澤理事、中村理事、丹治理事、古本理事、野口幹事、宍戸監事、以上9名(委任状 通)、※オブザーバー: 清水誠(評議員、中村学園大学短期大学部、第13回全国大会実行委員長)

(4) 議題:

1) 入退会審査

入会 正会員: 李良姫(イ・ヤンヒ)(東亜大学)

準会員: 松村智恵(早稲田大学大学院)

※審査後の会員数 152名(正会員 139名、準会員 10名、特別会員 1団体、名誉会員 2名)

2) 第13回全国大会について

● 学生セッションの報告書を機関誌に掲載することとし、各団体に依頼することになりました。分量や体裁については、1団体1ページとし、編集規定

にも適合することが確認されました。

- 詳細は本紙 pp.1-2 のとおりです。
- 3) 2014 年度総会について
- 6 月 21 日 (土)、東海大学代々木キャンパスにて実施することが確認されました。
 - 総会に合わせてワークショップを行うことになりました。
- 4) 編集委員会報告
- 機関誌第 7 号は 2014 年 2 月発行の予定であることが報告されました。
 - 第 8 号は 2015 年 1 月末発行予定とすることが報告されました。
- 5) 研究倫理について
- 今後、学会として行動規範の策定を行い、その後、利益相反関係について検討する手順で取り組むことになりました。
 - 研究行動規範マネジメントを管轄する委員会を立ち上げ、副会長のうち 1 人を研究倫理担当 (専任とし、他の業務を担当しない) とする案が示されました。
 - 総務委員会を中心に準備を進めながら、①全国大会の会長挨拶にて取り組み趣旨の説明を行い、②次の総会にて取り組みについて承認をとり、③次期会長のもとで規程の整備等を行う、という手順を確認しました。
 - 研究倫理に関するメール稟議の規定についても検討することになりました。
- 6) その他
- 理事会におけるメール審議のあり方や、その手続きについて、研究倫理の件とあわせて検討を行う事が確認されました。
 - 次回の総会にて役員改選が行われるにあたり、3 月の理事会にて会長の指名により、選考委員会を立ち上げる事が確認されました。

【機関誌編集委員会】

機関誌『観光ホスピタリティ教育』第 8 号
 <投稿原稿募集>

日本観光ホスピタリティ教育学会の機関誌『観光ホスピタリティ教育』英語名: Annals of Tourism & Hospitality Education)』では、2014 年度に発行予定の第 8 号の投稿原稿を募集しております。

詳しくは、本ニューズレターに同封の Call for paper (チラシ) をご覧ください。

第 8 号の原稿締切日: 2014 年 4 月 30 日 (水) 消印有効

機関誌: <http://www.jsthe.org/journal/index.html>

【観光ホスピタリティ教育の動向】

<研究倫理に関連する情報、キーワード>

①日本学術会議「科学者の行動規範」の改訂

日本学術会議は、2013 (平成 25) 年 1 月に「科学者の行動規範」(2006 (平成 18) 年 10 月 3 日制定) を改訂し発表しました。科学者の行動規範「改訂版」の要旨から「作成の背景」を抜粋してご紹介します。

(以下抜粋)

1 作成の背景

日本学術会議においては、科学者が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に科学研究を進め、科学の健全な発達を促すため、平成 18 年(2006 年)10 月3日に、すべての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範について」を決定、公表した。同声明については、大学等の研究機関に周知し、各機関はこれを受け、自律的に対応を行ってきたところである。

その後、データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為の事案が発生したことや、東日本大震災を契機として科学者の責任の問題がクローズアップされたことから、いわゆるデュアルユース問題について議論が行われたことから、今般、同声明の改訂を行うこととした。

(以上)

参考サイト: <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

②文部科学省「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善

2014 (平成 26) 年 2 月に「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議が審議のまとめを発表しました。その資料の「1. はじめに」の中から、大学に関連した記述を抜粋してご紹介します。

(以下抜粋)

また、大学等において、学生を対象とした研究倫理向上のための取組の実施が不十分との指摘もある中で、グローバル化の進展や産学官連携の深化、大学院における社会人学生の受入れの推進などを背景として、大学等の研究機関で研究活動を行う大学院生や研究者、研究支援人材の経歴や年齢は多様化してきている。このことも踏まえ、各研究機関においては、学生や研究者等に対して、国内外で通用する研究倫理を醸成することが重要である。

(以上)

参考サイト:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/021/houkoku/1343910.htm

③大学における利益相反

②の第 2 回会議 (2013 (平成 25) 年 12 月 6 日 (金) 開催) の配付資料「資料 5 大学における利益相反マネジメント (新谷筑波大学准教授提出資料)」にある大学に

おける利益相反の定義を抜粋してご紹介します。

(以下抜粋)

「個人としての利益相反」

教職員が企業等から得る利益(実施料収入、兼業報酬、株式等)又は企業等にも負っている責任(主に兼業等)と、大学における当該教職員の責任(教育・研究等)が対立している状況にあることから、研究の客観性又は教育の公正性に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。

「組織(大学)としての利益相反」

大学(組織)又は大学(組織)のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長若しくは研究科長等が外部から金銭的利益を得たり、あるいは、外部の組織・団体と特別の関係にあつたりすることから、研究の客観性又は教育の公正性を担保するための適正な手続きの履行に影響を及ぼすこと、又は影響を及ぼすように見えることをいう。

(以上)

参考サイト：

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/021/shiryo/1343720.htm

④大学が利益相反に取り組む目的

科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループによる「利益相反ワーキング・グループ報告書」(2002(平成14)年11月)の概要版に、「大学が利益相反に取り組む目的」を含む「2. 利益相反への対応に関する基本的な考え方」という項目があります。その概要版から抜粋してご紹介します。

(以下抜粋、一部加工)

(1)大学が利益相反に取り組む目的

・大学のインテグリティを維持し、産学官連携の健全な推進を図る(個人としての「お付き合い型」連携から組織的連携へ)。

・法令違反に至ることを事前に防止する効果もあり、大学の組織としてのリスク管理の一局面。

・教職員個人の責任と利益を大学が適切に分担することにより、意欲ある教職員が安心して産学官連携に取り組み、その能力を十分に発揮できるような環境を整備。

(2)教育上の責任の重要性

・学生が産学官連携活動に関与することには多くの利点もある一方、教育の機会や学生の独自性の確保、学問の探究など教育面での支障が生じないよう、最大限の配慮が必要。

・学生の教育を受ける権利や選択の自由といった観点からも考慮。

(3)対象者の範囲

・基本的には教員を対象とするが、大学の管理運営や産学官連携に関与するその他の職員(技術移転担当者など)に

ついても同様の問題あり。

・ポストドクや大学院生についても対象となる可能性あり。

(4)どのようなアプローチをとるか

・産学官連携を推進する観点からは、不適当な行為を予め列挙して禁止するのではなく、個別事例に応じて適切な対応を図るための手続・体制(マネジメント・システム)を構築することが適切。

・システムの構築に当たっては、社会や大学そして教職員の正当な利益配分を管理しつつ、関連情報を学内で開示することによって透明性を確保し、社会への説明責任を大学が適切に分担。

・大学のインテグリティ確保の必要性が高い場合には、産学官連携活動の制限等一定の対処。

・具体的な事例ごとの対応策は各大学のポリシーに照らし判断。

(5)個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの枠組み

・教職員の金銭的情報の開示と学内での利益相反委員会の設置を柱とするマネジメント・システムを構築。

・なお、医学・医療の分野における臨床研究に係る利益相反については、特に慎重な対応が必要。

(6)各大学における利益相反ポリシーの作成

・利益相反への取組は、各大学の産学官連携の取組状況や教育・研究に関する基本理念の在り方によって異なるものの。

・全国一律のルール化ではなく、各大学がそれぞれの個性・特色の一環として、固有の利益相反ポリシーとシステムを整備することが適当。

・社会への説明責任の観点から、各大学のポリシーは一般に公表。

(7)コンプライアンス(法令遵守)等との関係

・法令面での学内のサポート体制やコンプライアンスの意識の向上も重要。

(以上)

参考サイト：

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102u.htm

【編集人より】

会報では、会員の皆様から提供された観光ホスピタリティ教育の情報及び書籍紹介を掲載しております。書籍紹介は、原則として本学会会員が執筆した発行から2年以内の書籍(定期刊行物を除く)を扱います。ぜひ、情報を編集人までお寄せ下さい。

ご協力をお願い申し上げます。

編集・発行人 野口洋平(杏林大学)

E-Mail : noguchi@ks.kyorin-u.ac.jp

FAX : 042-691-8617(大学共用)